

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機テレスコピック式試験的取り出し装置による試験的取り出し）に係る面談
2. 日時：令和6年2月28日（水）10:00～12:25
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、佐藤室長補佐、森審査班長、石井安全審査官
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当3名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（2号機テレスコピック式試験的取り出し装置による試験的取り出し）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、本年2月19日に開催した第111回特定原子力施設監視・評価検討会における指摘事項（7.参照）を踏まえつつ、主に以下のコメント等を伝えた。

（デブリ採取量関係）

- 燃料デブリ採取時にグリッパにより把持した対象の大きさをカメラで確認して採取量を制限する点に関して、具体的な確認方法や判断基準等に加えて、カメラの信頼性についても資料に示して説明すること。
- 取出し作業中にエンクロージャ内で燃料デブリ等が落下した場合の対応策等についても資料に示して説明すること。

（作業員の被ばく量関係）

- 作業員の想定被ばく量について、作業時間と雰囲気線量の関係等の被ばく量算出に係る考え方を示すとともに、基準として設定する線量の範囲内での管理の実現可能性についても資料に示して説明すること。

（汚染拡大防止関係）

- エンクロージャ後方汚染拡大防止用ハウスに関して、局所排風機による吸引、ダストモニタによる監視、ハウス入室前の雰囲気の確認、異常時の退避等の汚染拡大防止対策の具体について資料に示して説明すること。
- 局所排風機等による給排気やダストモニタによる監視について、系統概略図を示して説明すること。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（2号機テレスコピック式試験的取り出し装置による試験的取り出し）
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表(案件: 2号機のテレスコピック式試験的取り出し装置による試験的取り出し)

7. 備考

- 第 111 回特定原子力施設監視・評価検討会
 - ・資料 5-2 テレスコピック式試験的取り出し装置に係る審査上の主な論点
<https://www.nra.go.jp/data/000469465.pdf>

以上